



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 公共測量の実施の終了の通知（農地農村整備課）…………… 1
- 民有保安林の指定の予定・2件（森林管理課）…………… 1
- 公共測量の実施の通知（漁港漁場課）…………… 2
- 県道の供用の開始（道路管理課）…………… 2
- 公共測量の実施の通知（道路管理課）…………… 2
- 建築主事の所管区域及び業務区分の指定（建築指導課）…………… 3

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出（中小企業支援課）…………… 3
- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）…………… 4

病院事業局事項

- 沖縄県病院事業局財務規程の一部を改正する規程…………… 7

教育委員会事項

- 沖縄県教科用図書選定審議会規則の一部を改正する規則…………… 7
- 沖縄県視聴覚ライブラリー設置運営規程の一部を改正する訓令…………… 7

告 示

沖縄県告示第101号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県南部農林土木事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和3年3月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 糸満市地内（福地第1地区）
- 2 公共測量を実施した期間 令和2年6月20日から令和3年3月3日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第102号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和3年3月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定予定保安林の所在場所 名護市宇大浦浦富72番（次の図に示す部分に限る。）、68番2、86番1、114番
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画

で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センターにおいて縦覧に供する。)

沖縄県告示第103号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和3年3月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定予定保安林の所在場所 国頭郡本部町字瀬底真太原1783番1、1783番2
- 2 指定の目的 潮害の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センターにおいて縦覧に供する。)

沖縄県告示第104号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県南部農林土木事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年3月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 糸満市字西崎町地内（糸満漁港）
- 2 公共測量を実施する期間 令和3年3月1日から同月25日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量及び水準測量）

沖縄県告示第105号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、令和3年3月12日から同月25日まで一般の縦覧に供する。

令和3年3月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 路線名 南風原知念線
- 2 供用開始の区間 南城市大里字大城前田原419番1から南城市佐敷字新里竹枝原2026番3まで
- 3 供用開始の期日 令和3年3月27日

沖縄県告示第106号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年3月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 宮古島市の一部
- 2 公共測量を実施する期間 令和3年1月4日から同年3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（用地測量）

沖縄県告示第107号

昭和55年沖縄県告示第160号（建築主事の所管区域及び業務区分）の全部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第4条第7項の規定により建築主事の所管する区域及び業務区分を次のように指定する。

- 1 建築主事の所管する区域及び業務区分は、次の表のとおりとする。

所管建築主事	所管する区域	業務区分
土木建築部建築指導課建築主事	県下全域 （那覇市、浦添市、沖縄市、宜野湾市及びうるま市を除く。）	(1) 法第6条第1項第1号に掲げる建築物で5階以上又は地下2階以下の階を有するものに係る同項（法第87条第1項又は第87条の4において準用する場合を含む。）の規定による確認 (2) (1)に定める建築物に係る法第18条第3項（法第87条第1項又は第87条の4において準用する場合を含む。）の規定による審査 (3) (1)に定める建築物に係る法第7条第4項又は第18条第17項の規定による検査、法第7条の3第4項又は第18条第20項の規定による検査、法第7条の6第1項第2号又は第18条第24項第2号の規定による認定及び法第12条第5項の報告の請求
土木事務所建築主事	各土木事務所の所管区域 （那覇市、浦添市、沖縄市、宜野湾市及びうるま市を除く。）	(1) 上欄(1)に定める建築物以外の建築物に係る法第6条第1項（法第87条第1項又は第87条の4において準用する場合を含む。）の規定による確認 (2) (1)に定める建築物に係る法第18条第3項（法第87条第1項又は第87条の4において準用する場合を含む。）の規定による審査 (3) (1)に定める建築物に係る法第7条第4項又は第18条第17項の規定による検査、法第7条の3第4項又は第18条第20項の規定による検査、法第7条の6第1項第2号又は第18条第24項第2号の規定による認定及び法第12条第5項の報告の請求

- 2 土木建築部建築指導課建築主事は、土木事務所建築主事が出張、休暇、疾病等により業務の遂行ができないときは、その業務を代行することができる。
- 3 土木事務所建築主事は、土木建築部建築指導課建築主事が出張、休暇、疾病等により業務の遂行ができないときは、その業務を代行することができる。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和3年3月12日から同年7月12日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び豊見城市総務企画部産業振興課において縦覧に供する。

令和3年3月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イーアス沖縄豊崎 豊見城市字豊崎3番地35

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 大和ハウス工業株式会社 大阪府大阪市北区梅田三丁目3番5号 代表取締役 芳井敬一
- 3 届出年月日 令和2年9月7日
- 4 変更した事項
- (1) 大規模小売店舗の名称
変更前 (仮称) 沖縄・豊崎タウンプロジェクト
変更後 イーアス沖縄豊崎
- (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
変更前 次の表のとおり
変更後 次の表のとおり
(「次の表」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び豊見城市総務企画部産業振興課において縦覧に供する。)
- 5 変更の年月日 令和2年6月18日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和3年3月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 令和2年9月9日
(2) 商号名 有限会社ヤマウチ設備
(3) 代表者名 山内聡
(4) 所在地 宜野湾市普天間二丁目39番3号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-29）第6222号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和2年8月12日付けで、建設業法第12条に基づき消防施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和2年9月9日
(2) 商号名 有限会社北大東建設
(3) 代表者名 喜納兼秀
(4) 所在地 北大東村字港17番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-28）第6603号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和2年8月12日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和2年9月9日
(2) 商号名 合資会社共和測建
(3) 代表者名 大浦貞治
(4) 所在地 宮古島市伊良部字池間添649番地12
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-28）第5622号、沖縄県知事 許可（般-28）第5622号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する特定建設業及び電気工事業に関する一般建設業

の許可の取消し

- (7) 処分の原因となった事実 令和2年8月13日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業及び電気工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 令和2年9月9日
- (2) 商号名 株式会社大成
- (3) 代表者名 吉田直樹
- (4) 所在地 南城市大里字大城538番地の8
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30)第9875号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和2年8月13日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 令和2年9月9日
- (2) 商号名 株式会社沖縄日本管財
- (3) 代表者名 城間英享
- (4) 所在地 那覇市久茂地1丁目12番12号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第10339号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち屋根工事業、電気工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和2年8月13日付けで、建設業法第12条に基づき屋根工事業、電気工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和2年9月9日
- (2) 商号名 株式会社川平工業
- (3) 代表者名 川平雄次
- (4) 所在地 うるま市石川東恩納641番地3
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第12839号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和2年8月14日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 令和2年9月18日
- (2) 商号名 株式会社ヨコタ
- (3) 代表者名 與古田徳次
- (4) 所在地 名護市宇宇茂佐1749番地5
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第13102号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和2年8月21日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 令和2年9月18日
- (2) 商号名 株式会社なかいち開発
- (3) 代表者名 名嘉健一
- (4) 所在地 沖縄市知花五丁目15番5号池原ビル1階
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1)第13742号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和2年8月21日付けで、建設業法第12条に基づき左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工

事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。

- 9(1) 処分をした年月日 令和2年9月18日
(2) 商号名 有限会社沖縄プラント技研
(3) 代表者名 山岡則幸
(4) 所在地 豊見城市字高嶺610番地99
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第11816号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和2年8月24日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 令和2年9月18日
(2) 商号名 第一工業株式会社
(3) 代表者名 上里幸春
(4) 所在地 沖縄市美原三丁目18番13号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-28)第3734号、沖縄県知事 許可(般-28)第3734号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業並びに解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和2年8月27日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、水道施設工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 11(1) 処分をした年月日 令和2年9月18日
(2) 商号名 圭電設
(3) 代表者名 高江洲恵和
(4) 所在地 宮古島市平良字東仲宗根910番地8 コーポソア301号室
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第12415号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和2年9月3日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 12(1) 処分をした年月日 令和2年9月18日
(2) 商号名 有限会社辰雄組
(3) 代表者名 金城正
(4) 所在地 本部町字健堅1089番地の3
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第853号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和2年9月4日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 13(1) 処分をした年月日 令和2年10月2日
(2) 商号名 さかえ塗装
(3) 代表者名 榮門努
(4) 所在地 うるま市勝連平安名534番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第9170号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和2年8月27日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

病院事業局事項

沖縄県病院事業局管理規程第3号

沖縄県病院事業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月12日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

沖縄県病院事業局財務規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業局財務規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第13条第1号を次のように改める。

(1) 支出負担行為又は支出若しくは支払について、専決又は代決の権限を有する者

第46条の次に次の1条を加える。

（自動口座振替による支払）

第46条の2 政令第21条の5第1項第8号、第9号、第12号及び第13号に掲げる経費については、当該経費の支払に係る専用の口座から自動口座振替により支払うことができる。

第112条第1項中「第8条第3項」を「第15条第3項」に改め、同条第2項を削る。

第10号様式中「未収金台帳」を「未収金整理簿」に改める。

第11号様式中「未収金整理台帳」を「未払金整理簿」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第13条第1号、第112条、第10号様式及び第11号様式の改正規定は、令和3年3月12日から施行する。

教育委員会事項

沖縄県教科用図書選定審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月12日

沖縄県教育委員会

教育長 金城 弘 昌

沖縄県教育委員会規則第1号

沖縄県教科用図書選定審議会規則の一部を改正する規則

沖縄県教科用図書選定審議会規則（昭和48年沖縄県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条」を「第10条」に改める。

第2条第1項中「おのおの1人」を削り、同条第2項中「よつて」を「よつて」に改め、同条第3項中「としての任期中とする」を「の任期による」に改め、同条第5項中「ある」を「がある」に改める。

第3条第1項中「あつた」を「あった」に改める。

第4条第1項中「おく」を「置く」に改め、同条第2項中「の各号」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県教育委員会教育長訓令第1号

沖縄県視聴覚ライブラリー設置運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月12日

沖縄県教育委員会

教育長 金城 弘 昌

沖縄県視聴覚ライブラリー設置運営規程の一部を改正する訓令

沖縄県視聴覚ライブラリー設置運営規程（平成5年沖縄県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「16ミリフィルム、スライド、ビデオ、16ミリ映写機、スライド映写機、液晶ビジョン、オーバーヘッドプロジェクター、テープレコーダー、CDプレーヤー」を「DVD、ビデオテープ、プロジェクター、スクリーン、ワイヤレスアンプ」に改める。

第4条第4項中「生涯学習推進監」を「生涯学習振興課副参事」に改める。

第6条中「ライブラリー」を「教材・機材」に改める。

第7条の見出しを「（利用時間）」に改め、同条中「ライブラリーにおける教材・機材の貸出時間」を「ライブラリーの利用時間」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年3月12日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 アイドマ印刷 〒902-0073 那覇市字上間244番地(3F)</p>
--	---